

もくじ

- 2 ページ… 被害回復の裁判は2段階、消費者団体訴訟制度
- 3 ページ… 消費者契約法について意見書を提出
- 4 ページ… 消費者裁判手続特例法について意見書を提出

# 特定適格団体に認定

## ホクネット 全国で4番目

適格消費者団体・消費者支援ネット北海道（ホクネット）は10月20日、消費者裁判手続特例法に基づき、内閣総理大臣から「特定適格消費者団体」に認定されました。消費者機構日本（東京）、消費者支援機構関西（大阪）、埼玉消費者被害をなくす会（埼玉）に次いで全国で4番目です。従来の差止請求に加え、消費者の財産的被害を集団的に回復する裁判を提起することが可能になり、消費者被害の救済に大きな力となります。

ホクネットは2007年12月に設立され、2010年2月、北海道で初、全国では8番目の適格消費者団体に認定されました。

これまでに90以上の事業者に対し申入れ等を行い、このうち不動産賃貸借事業者、レンタカー事業者など4社に対し差止請求訴訟を起こしました。

こうした活動と並行して、札幌市や北海道、消費者庁の委託事業として、消費者教育教材や消費生活相談窓口向けの事例集などを作成したほか、中高校、大学、専門学校生を対象とした消費者教育セミナー、地域における消費生活協力員養成講座を開催するなど、教育・啓発活動にも力を注いできました。

**松久三四彦理事長の話** 消費者支援ネット北海道は全国で4番目の特定適格消費者団体となりました。北海道の消費者も格段に被害回復の相談をしやすくなり、その反射的效果として、事業者が適正な事業活動を推し進めることも期待されます。

ホクネットが「特定」認定に向けて第1回の集団的消費者被害回復検討チーム会議をもったのは2016年8月でした。それから5年にわたる膨大な準備作業があり、多くの会員の皆様、北海道や札幌市からご支援をいただき、認定を受けられました。関係の皆様方に心から感謝申し上げます。

ホクネットには、寄せられた情報を検討する委員会と3つの検討グループがあり、延べ50名もの法律問題の専門家や消費生活相談員で構成されています。民法、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法について豊富な知見を有し、十分な経験をもったメンバーを擁しています。

よりいっそう消費者に寄り添い、被害の未然防止のみならず、発生した被害の回復に向けて、もてる力を存分に発揮していく所存です。足腰の強い持続力ある組織として活動していくために、今後とも皆様方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

## 消費者裁判手続特例法

# 意見書を提出

ホクネットは11月4日、消費者庁の意見募集に応じて、消費者裁判手続特例法に関する検討会の報告書についての意見書を提出しました。

同法は2016年10月に施行され、3年経過後に再検討することが規定されていました。これを受けて、報告書をまとめました。その内容は、特定適格消費者団体による被害回復訴訟制度をより円滑に活用できるよう、幅広い観点から多くの改善点を示しています。

意見書は、同報告書が消費者団体訴訟制度を「社会的インフラの一つ」として位置付けたことや、現時点でもなお、「強力なテコ入れが必要なスタートアップの段階にある」と記載したことを高く評価しました。その一方で、具体的支援策に関する記載は部分的であり、総じて抽象的なものにとどまっているとして、さらに拡充の検討や具体化を求めています。

また、見直しが提言された項目の具体的な法制化にあたっては、当事者である特定適格消費者団体や適格消費者団体の意見を聴くことを強く要請しました。

被害回復裁判手続きの対象範囲拡大については「画一的に算定される慰謝料」を対象とすることに賛成しました。仮に個人情報漏えい事案につき、この慰謝料請求とは別途の取り扱いにするとともに、事業者の「故意」に限定せず、少なくとも故意と同視できる「重過失」も含めることを提言しました。

消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える第三者的な主体を法的に位置付ける指定法人制度を導入することには賛成しました。この指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することにも基本的に賛成しましたが、「行政からの資金面も含めた援助を行うべきである」としました。

### 会員加入と寄付ご協力のおねがい

活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いします。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。



### 編集後記

お疲れ様でした。特定適格消費者団体に認定され、ほっとしました。▼今後は被害回復訴訟などの重責も担います。「持続可能」で、弱い立場の消費者を幸せにできる組織が求められます。▼ホクネットには弁護士や司法書士、大学教授など法律の専門家と消費生活相談員らが、かかわっています。本業を別に持つ人が大半で、メールなどでやりとりをしています。▼持続可能性は全日本で4つになった特定適格消費者団体に共通の課題です。消費者裁判手続特例法について提出した意見書で賛成したように特定適格団体を支える新たな仕組みが必要かもしれません。▼フル稼働したあとは、ひと息つく時間が大切。その後また火花のひらめく先に進んでいきましょう。(上村)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体

認定特定非営利活動法人

### 消費者支援ネット北海道

MAIL: info\_hokkaido@hocnet1222.jp

Facebook:hocnet1222 Twitter:hocnet20162

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

ホクネット

消費者団体訴訟制度

# 被害回復裁判は2段階

消費者団体訴訟制度とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などを起こすことができる制度です。民事訴訟の原則的な考え方では、被害者である消費者が、加害者である事業者を訴えることとなりますが、消費者と事業者との間には情報の質・量・交渉力の格差があることや、訴訟には時間・費用・労力がかかり少額被害の回復に見合わないこと、また個別のトラブルが解決しても同様の被害がなくなるなどから、内閣総理大臣が認定した消費者団体に特別な権限を付与したものです。

消費者団体訴訟制度には、消費者契約法に基づき2007年6月から施行された「差止請求」と、消費者裁判手続特例法に基づき2016年10月から施行された「被害回復」の2つの制度があります。

「差止請求」の制度では、消費者被害の未然防止や拡大防止のため、認定を受けた「適格消費者団体」が事業者に対し差止請求訴訟を提起することができ、この権利を背景に、不当な勧誘行為や不当な契約条項

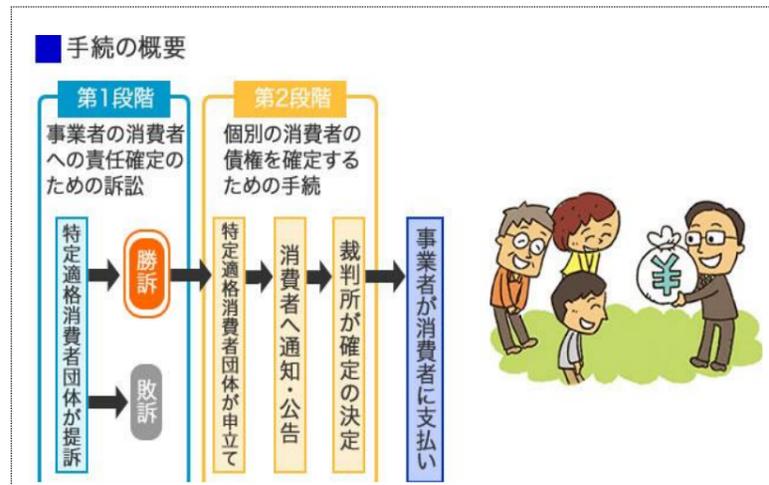
の使用、誤認表示などをやめるよう事業者に申入れを行います。

「被害回復」の制度は、事業者の不当な行為により、同じ原因で多数の消費者が被害を受けた場合に、適格消費者団体のうち一定の基準を満たして認定を受けた「特定適格消費者団体」が消費者に代わって裁判を起こし、被害回復を図ります。数十人以上の消

費者が同じ事業者から欠陥商品を購入させられたり、法外なキャンセル料を支払わされたりしたケースなどがこれに該当します。

「被害回復」の裁判は2段階で行われます。第1段階で特定適格消費者団体が事業者の責任を定める「共通義務確認訴訟」を提起し、裁判所が事業者に賠償義務があるかどうかを判断します。消費者団体が勝訴すると第2段階に移り、団体はホームページなどで被害者に裁判への参加を呼びかけ、裁判所が賠償額を決めます。第1段階で消費者団体が敗訴しても、個々の被害者は費用や労力を負担する必要がありません。

被害回復訴訟の第1号は、消費者機構日本が2018年、入学試験で女子や浪人生を不利に扱った東京医科大学を相手に受験料の返還を求めて提訴したケースで、東京地裁は大学に受験料などの返還義務があることを認め、約560人の受験生に総額約6760万円が返済されました。(理事 矢島収)



被害回復裁判の流れ（政府広報オンラインから抜粋）

# 事業者は資料提出を

## ホクネット 消費者契約の意見書

ホクネットは10月18日、消費者契約に関する検討会報告書に対する意見書を消費者庁に送りました。全体として、消費者サイドに立って、一步踏み込んだ提言になっています。

消費者契約法は2000年に制定され、2018年に改正されました。その際、国会の付帯決議で早急に必要な措置を講ずべきとされた論点について、消費者庁は2019年12月から「消費者契約に関する検討会」を開き、今年9月に報告書がまとめられました。

この報告書に対する国民の意見募集にこたえ、ホクネットが意見書を提出しました。

その中で、消費者を困惑させる行為の脱法防止規程を設けることに賛成しました。同法4条3項の各号のうち、報告書が脱法防止規程の対象としたのは、不退出(1号)、退出妨害(2号)、契約前の義務実施(7号)、契約前行為の損失補填要求(8号)です。これに加えて、ホクネットは経験不足による不安をおおる告知(3号)や関係破たんの告知(4号)、判断力の低下による不安をおおる告知(5号)についても、受け皿となる脱法防止規程を設けるべきだと、提言しました。

各号は要件を具体的、詳細に定めています。しかし、若年者や高齢者の悪質商法被害の対策としては不十分です。消費者の心身の状況を利用して、本来は望んでいない契約を締結させる行為で、同程

度の不当性を有するものについては同様に扱うべきだからです。

報告書は事業者が消費者に違約金を請求し、消費者から説明を求められた場合、説明する努力義務を盛り込みました。ホクネットは、説明義務を課することに賛成しましたが、これは、法的義務にするべきだ、と述べました。

また、報告書は事業者への文書提出命令の特則や、「平均的な損害」額の立証責任を消費者から事業者に転換することを将来の検討課題としました。これに対し、ホクネットは、「平均的な損害額」の算定根拠となる資料は事業者側のみにあることが普通で、裁判の審理に必要として事業者に提出を義務づける規定を、「ただちに導入すべき」と主張しました。それでもなお、消費者側の負担軽減が不十分なら、立証責任の転換規定を速やかに導入すべきである、としています。

### コムズとの協議終了

ホクネットは不動産業の株式会社コムズ(札幌)に対し、申入れ協議終了の連絡書を10月13日付で送付しました。申入れは、同社が使用している賃貸借契約書に消費者契約法に該当する不当な条項があるため当該条項の使用中止または修正を求めていましたが、同社は指摘に従い賃貸借契約書を改訂しました。